

定住自立圏の形成に関する協定書

北見市（以下「甲」という。）と訓子府町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し連携を図るものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び分担）

第4条 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により、必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに別表第1から別表第3まで及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月18日

甲 北見市大通西2丁目1番地

北見市

北見市長

辻直孝

乙 常呂郡訓子府町東町398番地

訓子府町

訓子府町長

菊池一春

別表第1（第3条、第4条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 救急医療体制の確保 | 取組の内容 | 住民が安心して必要な医療が受けられるよう、休日・夜間等の救急医療体制を維持・確保する。       |
|           | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に努める。            |
|           | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に努める。            |
| 地域医療体制の充実 | 取組の内容 | 住民が安心して必要な医療が受けられるよう、圏域内における医療従事者の確保に努める。         |
|           | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、圏域の地域医療体制の充実を図るため、医療従事者の養成・確保に努める。 |
|           | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、圏域の地域医療体制の充実を図るため、医療従事者の養成・確保に努める。 |

2 福祉

|           |       |   |
|-----------|-------|---|
| 高齢者福祉の推進  | 取組の内容 | 住民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者等に対する相談体制や支援体制を整備するとともに、各種福祉サービスの充実を図る。            |
|           | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりに向けて、介護や福祉支援策の広域化による体制強化など、福祉サービスの充実に取り組む。 |
|           | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりに向けて、介護や福祉施策の強化など、福祉サービスの充実に取り組む。          |
| 障がい者福祉の推進 | 取組の内容 | 障がい者及び障がい児の自立や社会参加を目的として、関係機関・団体等と連携し、障がい者福祉に関わる相談や地域支援体制の充実など、各種事業に取り組む。   |
|           | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、障がい者及び障がい児の自立や社会参加を促進するため、各種事業に取り組むとともに、その中心的な役割を担う。         |
|           | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、障がい者及び障がい児の自立や社会参加を促進するため、各種事業に取り組む。                         |

|          |       |   |
|----------|-------|---|
| 子育て支援の推進 | 取組の内容 | 子育てに関する住民ニーズの多様化に対応し、圏域全体で安心して子育てができる環境を整備するとともに、子育て支援の充実に取り組む。 |
|          | 甲の役割  | 甲及び乙が設置する子育て関連施設等を活用し、乙と連携し子どもの心身の健全な発達に向けた各種事業に取り組む。           |
|          | 乙の役割  | 甲と連携し、甲が設置する子育て関連施設や乙の保有する施設等を活用し、子どもの健全な心身の発達に向けた各種事業に取り組む。    |

3 教育

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 学校教育の推進 | 取組の内容 | 児童生徒の個性を伸ばすことや学力向上など、児童生徒に良質な教育環境を提供するため、授業の改善や指導方法の充実を図る。                               |
|         | 甲の役割  | 児童生徒の学力や教育水準の向上を図るため、乙と連携して、教職員の資質及び指導力の向上に取り組む。   |
|         | 乙の役割  | 児童生徒の学力や教育水準の向上を図るため、甲と連携して、教職員の資質及び指導力の向上に取り組む。   |
| 生涯学習の推進 | 取組の内容 | 圏域市町が実施する講座・講演会等の情報を収集・共有する体制を整備するとともに、文化・スポーツ施設等を活用した各種事業を展開し、圏域住民の文化や教養の向上、スポーツの振興を図る。 |
|         | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。                    |
|         | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。                    |

4 産業振興

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 農業の振興 | 取組の内容 | 力強く魅力ある持続可能な農業振興のため、担い手の育成・確保を図るとともに、鳥獣による農林業被害防止のため、関係機関・団体等と連携した被害防止情報の共有化と効果的な捕獲（駆除）対策に取り組む。 |
|       | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組む、農業振興を図る。また、乙や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の捕獲（駆除）対策に取り組む。                     |

|          |       |  |
|----------|-------|--|
|          | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組む、農業振興を図る。また、甲や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の捕獲（駆除）対策に取り組む。                      |
| 林業の振興    | 取組の内容 | 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、川上から川下に至る施策の推進と、森林づくりを圏域内で支える機運の醸成を図る木育推進の取組を進める。                        |
|          | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、森林の再造林や地域材の利用促進、担い手の育成・確保等、木育の活動などに関する事業に取り組む。                                    |
|          | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、森林の再造林や地域材の利用促進、担い手の育成・確保等、木育の活動などに関する事業に取り組む。                                    |
| 商工業の振興   | 取組の内容 | 圏域産業や経済の持続的発展を図るため、地場商工業の活性化支援や関連する企業の誘致・集積、企業間連携・産学官連携などを推進する。                                  |
|          | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、地場商工業の活性化支援や企業誘致、企業間連携等に取り組む。   |
|          | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、地場商工業の活性化支援や企業誘致、企業間連携等に取り組む。   |
| 観光・物産の振興 | 取組の内容 | 着地型観光の推進のため、多彩な観光資源の活用、情報発信やプロモーションの推進、さまざまな受入体制の充実などに取り組むほか、広域的な観光の推進や物産振興等、総合的な観光推進に向けた取組を進める。 |
|          | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、観光・物産の振興に取り組む。  |
|          | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、観光・物産の振興に取り組む。  |

## 5 環境

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 廃棄物処理施設の広域利用 | 取組の内容 | 廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を検討し、対応が可能なものから適宜実施していく。 |
|              | 甲の役割  | 乙と連携して、甲が保有する廃棄物処理施設について、広域利用を検討し、対応が可能なものから適宜実施していく。           |
|              | 乙の役割  | 甲と連携して、甲が取り組む廃棄物処理施設の広域利用の検討に参画し、必要な協力を行う。                      |

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 河川的环境保全活動の推進 | 取組の内容 | 潤いと安らぎのある快適な生活環境を創造するため、河川環境保全対策の取組を進める。 |
|              | 甲の役割  | 乙と連携して、河川環境の保全と河川の適正な利用に取り組む。            |
|              | 乙の役割  | 甲と連携して、河川環境の保全と河川の適正な利用に取り組む。            |

## 6 防災

|          |       |  |
|----------|-------|--|
| 災害時の相互応援 | 取組の内容 | 防災減災に関する情報共有や研修等を行い、防災体制の強化に取り組むとともに、災害時の迅速な応急対策や被災者の救護活動など、広域による相互応援体制の確立に努める。                        |
|          | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、防災減災に関する情報共有や合同研修を実施する。また、災害備蓄品の整備を計画的に進めるほか、乙と協力して相互応援体制の強化に努める。                       |
|          | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、防災減災に関する情報共有を図るとともに、甲が実施する防災減災に関する合同研修に参加する。また、災害備蓄品等の整備を計画的に進めるほか、甲と協力して相互応援体制の強化に努める。 |

## 7 その他

|      |       |   |
|------|-------|---|
| 上下水道 | 取組の内容 | 上水道の安定的な供給や下水道施設の効率的効果的な維持管理に努める。                               |
|      | 甲の役割  | 乙と連携し、上下水道に関する情報共有を図るなど、上下水道事業の維持管理を図る。                         |
|      | 乙の役割  | 甲と連携し、上下水道に関する情報共有を図るなど、上下水道事業の維持管理を図る。                         |
| 旅券事務 | 取組の内容 | 一般旅券の発行申請受理・交付に関して、圏域住民が利用しやすい広域処理体制を構築する。                      |
|      | 甲の役割  | 圏域住民の一般旅券申請の受理・審査・交付等に関する事務を管理・執行するとともに、圏域住民が利用しやすい事務処理体制を構築する。 |
|      | 乙の役割  | 甲と連携し圏域住民が利用しやすい一般旅券の受理・審査・交付等に関する事務体制を構築する。                    |

別表第2（第3条、第4条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 多様な公共交通の確保 | 取組の内容 | 日常生活における住民の移動手段を確保するため、公共交通の維持・確保に向けた利用促進の取組を進める。 |
|            | 甲の役割  | 乙や事業者・関係機関・団体等と連携し、公共交通の維持・確保に向けた利用促進に取り組む。       |
|            | 乙の役割  | 甲や事業者・関係機関・団体等と連携し、公共交通の維持・確保に向けた利用促進に取り組む。       |

2 デジタル・ディバイド（情報格差）の解消に向けたICTインフラ整備

|                 |       |  |
|-----------------|-------|--|
| ICT環境の整備と利活用の促進 | 取組の内容 | 圏域の農林水産業や観光分野におけるICT利活用の推進及び行政サービス等の向上を図るため、超高速ブロードバンド環境の整備等を促進する。 |
|                 | 甲の役割  | 乙と連携し、超高速ブロードバンド環境の整備等に向けて取り組む。                                    |
|                 | 乙の役割  | 甲と連携し、超高速ブロードバンド環境の整備等に向けて取り組む。                                    |

3 道路等の交通インフラの整備

|             |       |   |
|-------------|-------|---|
| 交通ネットワークの形成 | 取組の内容 | 圏域内外の交通の円滑化や物流の効率化などを図るため、効率的な交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。 |
|             | 甲の役割  | 乙と連携し、高規格幹線道路や圏域市町を結ぶ国道・道道などの幹線道路の整備に向けて取り組む。         |
|             | 乙の役割  | 甲と連携し、高規格幹線道路や圏域市町を結ぶ国道・道道などの幹線道路の整備に向けて取り組む。         |

4 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 地産地消の拡大 | 取組の内容 | 地場産品の振興と地産地消の推進を図るため、関係機関・団体等と連携・協力の下、生産者と消費者との相互理解や地場産農林水産物の利活用促進に取り組む。 |
|         | 甲の役割  | 乙や関係機関・団体等と連携し、地産地消に係る各種イベントの実施や圏域内外への情報提供に取り組む。                         |
|         | 乙の役割  | 甲や関係機関・団体等と連携し、地産地消に係る各種イベントの実施や圏域内外への情報提供に取り組む。                         |

5 地域内外の住民との交流・移住促進

|          |       |  |
|----------|-------|--|
| 移住・定住の促進 | 取組の内容 | 圏域の人口減少対策に資するため、甲と乙の相互連携の下、情報の共有と発信に努め、圏域内外の住民との交流をはじめとする関係人口の増加や移住定住の取組を推進する。 |
|          | 甲の役割  | 乙や関係団体・団体等と連携し、圏域の魅力向上など、関係人口の増加及び移住・定住促進に資する施策を進めるとともに、これらの情報を共有の上、圏域内外に発信する。 |
|          | 乙の役割  | 甲や関係団体・団体等と連携し、関係人口の増加及び移住・定住促進に資する施策を推進し、これらの情報を共有して圏域内外に発信する。                |

6 その他

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 消費生活相談等の対応 | 取組の内容 | 多様化する消費者問題への的確な対応を図るため、広域的な取組を推進するとともに、相談体制の維持と充実を図る。 |
|            | 甲の役割  | 乙と連携し、消費生活相談に対する対応と体制の充実を図る。                          |
|            | 乙の役割  | 甲と連携し、消費生活相談に対する対応と体制の充実を図る。                          |

別表第3（第3条、第4条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材の育成

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 人材育成 | 取組の内容 | 北見市内の大学との連携・交流等により、圏域内市町職員の資質の向上を図る。               |
|      | 甲の役割  | 北見市内の大学との連携・交流に関する事業に取り組むとともに、乙に対して情報及び参加の機会を提供する。 |
|      | 乙の役割  | 甲が実施する北見市内の大学との連携・交流に関する事業に参加する。                   |

2 外部からの行政及び民間人材の確保

|                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 外部からの行政及び民間人材の確保 | 取組の内容 | 圏域内市町職員の資質向上等を目的とした、民間企業等経験者の採用や北海道など他地方公共団体との相互交流など、圏域内市町職員の政策マネジメント能力の醸成を図る。            |
|                  | 甲の役割  | 民間企業等経験者の採用や北海道など他地方公共団体との相互交流等を実施するとともに、取組状況や成果等について乙と情報共有を図り、圏域内市町職員の政策マネジメント能力の向上に努める。 |
|                  | 乙の役割  | 民間企業等経験者の採用や北海道など他地方公共団体との相互交流等を進めるとともに、取組状況や成果等について甲と情報共有を図り、圏域内市町職員の政策マネジメント能力の向上に努める。  |

3 圏域内市町の職員等の交流

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 圏域内市町の職員等の交流 | 取組の内容 | 圏域内市町職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修会を実施するほか、人事交流（相互派遣研修）の調査研究を進め、対応が可能となる事項については適宜実施していく。 |
|              | 甲の役割  | 職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。また、必要に応じて、乙との人事交流（相互派遣研修）を実施する。                           |
|              | 乙の役割  | 甲が実施する職員研修に職員を参加させる。また、必要に応じて、甲との人事交流（相互派遣研修）を実施する。                                       |